

第二次世界大戦中のソ連における結婚と離婚

——社会主義による自由および道徳——

河 本 和 子

はじめに

1. 従前の制度：自由とその制約
2. 第二次世界大戦
3. 1944年7月8日付連邦最高会議幹部会令による変更
4. むすびにかえて

はじめに

本稿は、第二次世界大戦中のソ連における結婚と離婚を、それらをめぐる法制度、裁判例、回想等を通して描くことを直接の課題とする。戦争は日常生活を大きく変質させ、生活の単位としての家族の形成・維持に困難を生じせしめた。戦争による暴力は、ソヴェト政権が宣伝してきた価値観を脇へ押しやり、各人はそれぞれ、剥き出しの力関係にさらされていく。他方、政権は戦争の帰結たる人口喪失を埋め合わせるため、それまでの価値観と必ずしも整合的ではない政策も導入した。

以下では、まず、前提となる第二次世界大戦前の制度等を確認する。ついで戦争中の男女間の関係、その道徳的評価、婚姻と離婚への戦争の影響、そして戦争による人口喪失の問題を論じる。最後に戦中に複雑化された離婚制度を取り上げ、制度の特徴とその作動について論じる。このように変化する状況下で、結婚・離婚にかかわる制度において政権が重視する道徳の位置づけがどのように変化していくかも本稿の関心に含まれる。

1. 従前の制度：自由とその制約

(1) 社会主義思想に基づく自由と平等¹⁾

第二次世界大戦下の婚姻と離婚を取り扱う前に、それ以前の状況を確認しておく。文脈を明らかにしておくことで、第二次世界大戦期の特徴がよりクリアになるだろう。

婚姻と離婚について、1917年の十月革命により成立した社会主義政権が強調したのは、自由と平等である。私有財産制が廃止されれば、財産を受け継ぐ器としての家族は無用の存在となって死滅していき、家長の支配下に置かれていた女性と子供が解放されると社会主義者たちは考えていた。解放された個人は、男性も女性も労働によって経済的に自立することによって自由で平等な立場を法的のみならず事実上も獲得し、その結果、婚姻も離婚も、当事者の意思のみに基づいて行うようになると想定された。

革命後、まず定められたのは離婚の自由である。従来、婚姻と離婚は宗教によって管理され、特に離婚は厳しく制限されていた。たとえば、住民の多数派を信徒として抱えるロシア正教会にとって婚姻は秘蹟であり、長らく限られた場合にしか解消が許されないものであった。これに対しソヴェト政権は、1917年12月16日(ユリウス暦)に布告「婚姻の解消について」²⁾を制定し、婚姻は、配偶者双方あるいは一方の申し立てで解消される(1条)。申し立ては裁判所に対して行う(2条)とした。ただし、離婚について両当事者が合意していれば、離婚は身分登録機関(ザクス)で手続できる(3条注記)こととした。

二日後の12月18日、政権は布告「民事婚、子供、身分登録簿の導入について」³⁾を制定した。この布告は教会婚との決別をうたい、ザクスに登録された婚姻のみに法的な意味を認めた(1条)。すなわち、婚姻は爾後、教会ではなく国家にのみ登録される。婚姻障害は少なく(2条)、自発的な婚姻の意思が重視された(3条)。また、両親が婚姻関係にあってもなくても子はすべて平等とさ

1) 詳しくは、河本和子「革命・家族・自由：1917年12月の婚姻と家族に関する二つの布告」『現代思想』45巻19号(2017年10月)、188-200頁参照。

2) Декрет о расторжении брака // Декреты Советской власти. Т. I. М., 1957. С. 237-239.

3) Декрет о гражданском браке, о детях и о ведении книг актов гражданского состояния // Декреты... С. 247-249.

れ、婚姻外に生まれた子の父親を確定する手続が導入された（10条）。

このように個々人は自由で平等であり、それぞれの自由意志で物事を決めることができるかと措定されている。こうした自己決定権を持つ人間像は、ソヴェト政権が掲げた自己統治としての民主主義理解に適合的なものであり、必須のものと考えられた。ただし、この自由には厄介な点がある。すなわち、実際に自由を効果的に行使できるのは現実には力を持った側であり、力関係において弱い者は、強い者が行使する自由のために犠牲になりがちだということである⁴⁾。当時の男女で考えれば、最も強いのは富裕な男性であり、最も弱いのは経済的に他者に依存する女性である。

その後、1926年に制定されたロシア家族法⁵⁾において重要な変更が加えられた。離婚の自由はさらに徹底され、当事者の一方が申し立てれば離婚が成立することとされた（18条）。婚姻については、登録なしの事実婚であっても一定の要件を満たせば、登録婚と同じ法的な効力を持つと同法で定められた（12条）。これらの変更は、理念的に家族の死滅に親和的であると同時に、弱い側が被る犠牲を減らす機能を期待されていた。すなわち、弱い側が離婚を望めばすぐに成立するように、他方で、強い側から離婚を強要されたり婚姻登録を拒否されたりした場合でも、一定の要件さえ満たせば配偶者としての法的地位を主張できるように、自由の行使による結果を調整する機能を持たされたと言える。

（2）社会主義化と倫理の強調・自由の縮減

家族の死滅を肯定した諸政策は、急進的な社会主義化とともに放棄され、家族の強化を目指した政策群にとって代わられることとなる。これらの政策は、自由の付与とその調整というよりは国家による家族の管理を特徴とする。

この方向性を端的に示すのは、1936年6月27日に制定された「人工妊娠中絶禁止、妊婦への物的援助の強化、多子家族への国家扶助の設置、産院・託児

4) 離婚の自由を享受できるのは富裕な者だけで貧しい者には関係がないという趣旨の発言が、離婚に関する布告を中央執行委員会で議論した際になされており、問題の所在は早くから意識されている。Протоколы заседаний Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета Советов Рабочих, Солдатских, Крестьянских и Казачьих Депутатов II созыва. М., 1918. С. 142.

5) Кодекс законов о браке, семье и опеке // СУ РСФСР. 1926. №. 82. Ст. 612. このロシア家族法をひな型に他の共和国の家族法も制定されていった。

所・幼稚園網の拡張、扶養料不払いに対する刑事罰の強化、離婚法の一部改正に関する」中央執行委員会および人民委員会議決定である⁶⁾。本稿の関心から、この決定の特に重要な点は、1920年に合法化された墮胎を原則禁止すること(1~4条)、子の多い母親への扶助を創設すること(5~10条)、離婚手続のハードルを上げること(ザクスに両当事者の出頭を求める:27条、離婚登録料引き上げ:28条)、子に対する扶養料の取り立てを強化すること(29~31条)である。本決定制定の背景にあるのは、墮胎の増加、離婚の増加、出生率の低下である。国家はこうした事態を否定的に捉え、家族への給付・支援のみならず、中絶を禁止し、婚姻の解消に制約を加え、子に対する扶養料支払いに厳密な義務を課すという個人の自由を縮減することによって対処しようとしたと言える。

自由の制約を正当化するために持ち出されたのが道徳である。家族は、社会主義化に成功したソ連において、資本主義の下でのそれとはまったく異なる、倫理的により強固なものになるはずだと考えられた⁷⁾。たとえば、離婚手続を変更するにあたり、1936年決定27条は「家族と家族の義務に対する軽率な態度と戦うことを目的に」する、と道徳的要素を持ち込んでいる。同時期には性的放縦や軽率な婚姻を戒めるキャンペーンが行われ、一時的な情熱よりも長い結合をもたらす愛情が重視された⁸⁾。親子間の結びつきも重視され、革命をめぐる以前の世代間対立よりも、善きソヴェト市民を育てる親の義務が強調され

6) О запрещении абортов, увеличении материальной помощи роженицам, установлении государственной помощи многодетным, расширении сети родильных домов, детских яслей и детских садов, усилении уголовного наказания за неплатеж алиментов и о некоторых изменениях в законодательстве о разводах // СЗ СССР. 1936. No. 34. Ст. 309.

7) インタビューで1930年代について言及したグリゴリー・スホルコフは、共産党員に特に厳しい道徳的規律が課されていたことを示唆した。彼によれば、不貞は非道徳的振る舞いであり、道徳に反することは党員であることと相いれなかったという。また、離婚の権利は存在していても減多なことでは利用するものではなく、特に男性側からの婚姻解消は汚点となったとする。См: Григорий Сухоруков: <https://iremember.ru/memoirs/artilleristi/sukhorukov-grigoriy-mikhaylovich/>. このウェブサイトЯПомнюは従軍者へのインタビューを集めている。思い出話であるため、内容の正確性は当然ながら厳密には担保されないが、党員に対してより高い道徳水準が求められたというエピソードは戦後にもある。ただし、この厳しさが貫徹された保証はない。参照: 河本和子『ソ連の民主主義と家族——連邦家族基本法制定過程1948-1968』有信堂高文社、2012年、55頁。

8) Geiger, H. Kent, *The Family in Soviet Russia* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1968), pp. 94-95.

た⁹⁾。また、女性を母として称揚し、母親になり、母親として生きることが当然であると宣伝された¹⁰⁾。すなわち、道徳的な正しさに訴えて、女性の人生にタガをはめようとする。

このような道徳観は、家族を重視するという点も含めて保守的な側面を持っており¹¹⁾、革命がもたらしたラディカルさからの後退と論じられることもあった¹²⁾。しかしながら、単に革命前の家族観あるいは道徳観に戻ったわけではない¹³⁾。女性の経済的自立に力点を置き、それを基礎として男女平等を社会主義に基づく良きものとして位置づける思考は特徴的である。

たとえば、哲学者・社会学者のセミヨーン・ヴォリフソンは、1937年に出版された著作で、社会主義によって女性は解放されて男性と同等の地位を職業や教育において実際に獲得し、平等な男女は経済的な従属関係から離れて、互いの好意により結びつき、協力して子を育て、さらなる社会主義建設にいそしむと論じた¹⁴⁾。彼の議論によれば、たとえば、夫が、家を空けているという理由で、外で働く妻を殴るというような社会主義理念に照らして否定的な現象は、社会主義下でなおも残っている資本主義的要素として認識されることになる¹⁵⁾。資本主義的要素に対して、社会主義国家は容赦する理由を持たず、それらは非難あるいは抑圧の対象となることが容易に予想される。以上から、道徳的限界は政治的に決まることとなり、社会主義家族が達しているべき倫理水準からの逸脱と与えられる自由の余地は大いに狭まるだろう¹⁶⁾。言い換えれ

9) *Ibid.*, pp. 91-92; Glass, Becky L. and Margaret K. Stolee, "Family Law in Soviet Russia, 1917-1945," *Journal of Marriage and the Family*, vol. 49, no 4 (1987), p. 898.

10) Attwood, Lynne, *Creating the New Soviet Woman Women's Magazines as Engineers of Female Identity, 1922-53* (Palgrave Macmillan, 1999), pp. 115-116.

11) 革命後に刑事罰の対象から外されていた男性の同性愛が1933年12月に再び禁止されるに至ったことは、保守的な道徳引き締めの一環であり、同時に1930年代初頭の国内外の緊張を反映したものといえる。See: Healey, Dan, *Homosexual Desire in Revolutionary Russia: The Regulation of Sexual and Gender Dissent* (Chicago and London: The University of Chicago Press, 2001), pp. 181-188.

12) Timasheff, Nicholas, *Great Retreat: The Growth and Decline of Communism in Russia* (New York: E. P. Dutton & Company, ING), pp. 192-203.

13) Hoffmann, David L. *Stalinist Values: The Cultural Norms of Soviet Modernity, 1917-1941* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2003), pp. 88-117.

14) *Вольфсон С. Я. Семья и брак в их историческом развитии. М., 1937. С. 216.*

15) Там же. С. 217.

16) 社会学者のコーンは、性行動・規範に関する研究を基に、1930年代における道徳の強調と

ば、社会主義に基づく自由しか、自由として尊重されない。

以上は、政権が政治体制の論理として展開する道徳観であり、社会に以前から存在している倫理観も存在する。両者には重なるところと重ならないところがあり、切り分けられるとは限らない。また、古い偏見に位置づけられうる規範がそれと意識されずに通用することもあれば、社会主義思想に基づく規範が拒絶されることもありうる。こうした状況で、ソ連は戦争に突入した。

2. 第二次世界大戦

(1) 女性の動員

1939年9月1日、ドイツ軍のポーランド進軍により第二次世界大戦が開戦となった。ソ連にとっては、1941年6月22日のドイツ軍による突然の攻撃で始まった独ソ戦が、深刻な打撃をもたらすこととなった。

戦争に際し、多くの人々が祖国防衛の意志を示して志願しようとした。特徴的なのは、多くの若い女性たちが前線に行こうとしたことである。たとえば開戦から一週間でのキーロフ州からの志願申し出3,244件のうち女性からは1,115件であったという¹⁷⁾。こうした女性たちの中で、政権が提示してきた男女平等という価値観を反映した教育を受け、その価値観を素直に信じ、自分たちも男性と同様に戦争で祖国に貢献できると考えていた者は珍しくなかった。

「夜の魔女」として知られる女性のみで構成された夜間爆撃連隊に参加したエフゲーニヤ・ルドネヴァも、こうした教育の申し子の一人である¹⁸⁾。1920年に生まれ1938年にモスクワ大学機械数学学部に入学することになる彼女は、1937年11月25日に日記の中で、革命が起きていなければ、自分は字も読めず、結婚して家事をするのみで何者にもなれなかったろう、と述べている¹⁹⁾。

自由の縮減とを結びつけた。Kon И. К. Клубничка на березке: Сексуальная культура в России (Kindle ed.). М.: Время, 2012. Глава 10 (No. 5253-6130).

17) Чернышева Н. В. Социальное положение женщин в годы Великой Отечественной войны: историко-социологический анализ (На материалах Кировской области) // Женщина в российском обществе. 2016. No. 3 (80). С. 100.

18) Krylova, Anna, *Soviet Women in Combat: A History of Violence on the Eastern Front* (Cambridge University Press, 2010), pp. 35-38.

19) Markwick, Roger D. and Euridice Charon Cardona, *Soviet Women on the Frontline in the Second World War* (Palgrave Macmillan, 2012), p. 10. なおルドネヴァは1944年4月に戦死し

ルドネヴァより二つ年若い1922年生まれのアнна・ティモシェンコ（戦争当時はポプロヴァ）は、独ソ戦が始まる直前の時期にスターリングラード空軍学校に入学を希望したが、女性は採らないと言われて腹を立て、国防人民委員であるクレメント・ヴォロシーロフに手紙を書き「わが国では皆が、男性も女性も平等で、専門教育を受ける平等な権利を持っている」と訴えたという²⁰⁾。ノーベル文学賞を受賞したスヴェトラナ・アレクシエーヴィチによるノン・フィクション『戦争は女の顔をしていない』にも、戦闘要員でなくとも看護師や通信兵など、とにかく何らかの形で前線に行こうとした女性たちが登場する²¹⁾。

もちろん、ソヴェト政権が提示する価値を信じない者も、平等の実現を実感できない者もいた²²⁾。前線に赴く際にも、友達に引き摺られて志願したり、嫌々ながら戦争参加したりした場合もあった。とはいえ、若い女性たちの戦争参加の意欲が目立っていたことは否定しようもない。

政権および軍は、女性たちの熱意にすぐに応えたわけではなかった。政府は、医療要員としてならともかく、若い女性たちを戦闘要員として戦争に駆り出すつもりは少なくとも当初はなく、男性が戦場に行った後の労働力の穴埋めを女性に期待していた²³⁾。実際、女性たちは労働力となり、塹壕を掘り、都市における民間防衛に携わるなどした。しかし戦況が厳しさを増すと女性を本格的に戦争に向けて登用する必要が高まっていき、女性の動員が行われるようになっていった。1941年8月から1944年10月までに70万人を超える女性の動員が計画され²⁴⁾、実際におよそ49万人が動員されたという²⁵⁾。1945年初頭の段階で、女性は海軍を除いた赤軍の人員として463,503人を数え、うち318,980名は前線の部隊にいた。そのほか、同時期には医療、被服、入浴・洗

た。

20) Попкова (Тимошенко), Анна Мироновна // <https://iremember.ru/memoirs/svyazisti/popkova-timoshchenko-anna-mironovna/>.

21) Алексеевич С. У войны не женское лицо (Kindle ed.). М.: Время, 2014. No. 699-1266. (邦訳『戦争は女の顔をしていない』岩波文庫, 2016年, 45-81頁).

22) Ilic, Melanie, *Soviet Women: Everyday Lives* (Routledge, 2020), pp. 72-73.

23) Markwick and Cardona, *op. cit.*, pp. 36-37.

24) *Ibid.*, p. 150.

25) Великая Отечественная без грифа секретности: Книга потерь. Новейшее справочное издание. М.: Вече, 2010. С. 38.

濯、修理に従事する軍属 512,161 名(海軍除く)がおり、その多くは女性であったと考えられる²⁶⁾。他方、全体では 1945 年初頭の段階で、赤軍・海軍あわせておよそ 12,839,800 名の人員がいた²⁷⁾。女性は少数派ではあるが無視できない存在となった。

(2) 前線の男女

女性が大量に動員されても、軍の軸が男性にあることに変わりはない。新参者の女性を前に、男女は平等という建前は、男女間には差異があるという認識に道を譲る。上に見たように、政権が 1930 年代に打ち出した家族強化策において、女性は子を産み育てる母親として国家から扶助を受け取り、あるいは子の父親である男性から扶養料を受け取る存在と位置付けられていた。すなわち、男女はそれぞれ異なる存在であるという認識は当然の前提をなしていた²⁸⁾。軍への女性の大量流入によって、この男女の差異を原因とした諸問題が発生する、あるいは発生するはずだと考えられた。

たとえば、ドイツ側が女性エージェントを赤軍に送り込んでいるという報告が、実例と共に内務人民委員ラヴレンティ・ベリヤから寄せられた²⁹⁾。1941 年 11 月 24 日、ヨシフ・スターリンは国家防衛委員会の長として、軍および病院に加わった「すべての女性を丹念に調べ」、怪しい者は解雇するよう命じた³⁰⁾。モスクワ攻防戦の最中、第 5 軍で調査が行われ、25 名の女性が解雇された³¹⁾。女性たちに関する報告書では、彼女たちの「性的関係での墮落」により周囲に将校を含む男性を集めていたことがしばしば指摘されており、道徳的な瑕疵によって政治的な信頼性のなさが裏付けられるという認識が示されている。

性的関係の乱れと呼んでよい関係は軍において広く見られるものであった。

26) Markwick and Cardona, *op. cit.*, p. 150. ゆえに Markwick と Cardona は戦争に 100 万人をちよと超える程度の女性が戦争に参加したと推定する。

27) Великая Отечественная без грифа секретности... С. 40-41.

28) 戦闘に従事している男性たちに対する母親としての責任を意識させる公的発言について、Markwick and Cardona, *op. cit.*, pp. 151-152 を参照。

29) РГАСПИ. Ф. 644. Оп. 2. Д. 26. Л. 117-119.

30) РГАСПИ. Ф. 644. Оп. 1. Д. 15. Л. 6.

31) Скрытая правда войны: 1941 год: неизвестные документы. М.: Русская Книга, 1992. С. 294-299.

PPZh（походно-полевая жена：移動式野戦妻）として知られる将校の現地妻たちの存在はその最たるものである。男性たる将校たちには銃後に妻がおり、現地妻たちは若く未婚であるというのが典型であった。どちらも道徳的に問題のある行動をとっているわけだが、責められるのは、PPZhが蔑称して機能していることが示すように、もっぱら女性たちの方であった。彼らは正式に結婚する場合もあれば、そうでない場合もあった³²⁾。力関係で言えば、将校たちに若い女性たちがあらがうのは困難である。将校からの誘いを断ると、異動させられたり営倉に入れられたりといった嫌がらせを被る場合もあった³³⁾。さらに言えば、将校一人の相手をするだけで、他の男性たちから身を守るという側面もあったという³⁴⁾。他方、羽目を外しすぎると男性将校も不利益を被ったと考えられる³⁵⁾。

女性と性的関係を持ったのは将校だけではない。女性が従軍しているのは、男性に性的役務を提供するためだという噂もあったという³⁶⁾。このように女性を道具のように見る発想は、男女平等とは相性が悪そうに見えるが、表立って男女平等が否定されたことは一度もない³⁷⁾。

他方で、女性は単なる被害者・犠牲者というだけでなく、積極的に男性とか

32) たとえば大戦中に活躍し元帥となるイヴァン・コーネフは妻帯者であったが、前線で身の回りの世話をしていた女性と後に結婚した（8 фактов из жизни маршала Конева // Российская газета. 27 декабря 2013 (<https://rg.ru/2013/12/27/konev-site.html>)). 同じくゲオルギー・ジュコーフも妻帯者であったが、専属の医療要員との関係を戦後も続けた。ただし、婚姻には至らなかった（Forczyk, Robert, *Georgy Zhukov: Leadership, Strategy, Conflict* (Kindle ed.: Bloomsbury Publishing, 2012), No. 877)。さらに、男性が元の妻のところへ戻っていき、残された女性が子を一人で育てた例として、*Алексиевич. Указ. соч. No. 5216-5254*（『戦争は女の顔をしていない』348-350頁）を参照。

33) Будницкий О., “Мужчины и женщины в Красной армии (1941-1945),” *Cahiers du Monde russe*, Vol. 52, No. 2/3 (2011), pp. 410-411; Markwick and Cardona, *op. cit.*, p. 80.

34) Markwick and Cardona, *op. cit.*, p. 79.

35) 「性的な問題に熱中しすぎ」ているとの報告により、後に党書記長となるレオニード・ブレジネフが昇進を逃した可能性があることにつき、Будницкий, *op. cit.*, p. 412 参照。

36) *Ibid.*

37) 1920年代の大学生が事実婚、離婚、中絶を躊躇なく受け入れる一方で、男子学生が「男性の性的需要を満たすよう国家は女性学生に義務付けるべきだ」という発想も持っていたことは、よく言えば道徳観念の柔軟性・可塑性の高さを、つまるところは倫理上の抜け道の可能性を示すと言えよう。See: Fitzpatrick, Sheila, “Sex and Revolution: An Examination of Literary and Statistical Data on the Mores of Soviet Students in the 1920s,” *The Journal of Modern History*, Vol. 50, No. 2 (June, 1978), pp. 275-276.

かわる者も見られたという。中には単に恋愛に楽しみを見出す者もいた。通訳として前線にいたイリーナ・ドゥナエフスカヤは、同僚の「行きずりの恋愛話」について行けなかった³⁸⁾。夜間爆撃連隊のパイロットであったガリーナ・ドクトヴィチは、日記の中で、その生真面目な性格ゆえに、軍隊内での恋愛に目くじらを立て、民間人の女性たちがサナトリウムで療養する軍人の男性たちにむらがる様にも憤慨した³⁹⁾。また、男性に近づくのに具体的な目的がある場合もあった。たとえば、将校に支給される煙草が目的だと推定されたケースもあった⁴⁰⁾。無事に生きているうちに除隊するために妊娠しようとした女性たちもいた⁴¹⁾。将校ではない女性は、妊娠すると銃後に送り返されることになっていたからである。

このように、男女関係にまつわる人々の振る舞いは、今日死ぬか明日死ぬか分からない戦場という特殊な環境にしばしば大きく左右された。戦争中に、振る舞いを変えることもあった。上述のドゥナエフスカヤは、戦争直前の時期、初めての口づけで眠れなくなるほど初心な女子学生であった⁴²⁾。彼女は、共に志願して前線に赴いた新婚の夫を、戦争の始まった年の秋に失った。その後、親しくなった男性はいたものの、戦争が終わるまでは結婚すまいと彼女は決めた。また夫を失いかねず、子をもてる状況でもないと考えたためである⁴³⁾。実際、彼は1943年10月に戦死し、彼女は打ちのめされた。さらに、言い寄ってきていた別の男性も同時期に戦死していたことを後で知り、彼女は取り残された思いを強くした。こうした経緯もあって戦争に倦み、疲れ果てていた

38) Дунаевская И. М. От Ленинграда до Кёнигсберга: Дневник военной переводчицы (1942-1945). М.: Росспэн, 2010. С. 149.

39) Markwick and Cardona, *op. cit.*, pp. 101, 103. なおドクトヴィチは1943年8月に戦死した。

40) 将校であったフォードル・キンクセプは、隊の看護師で上官の「移動式野戦妻」であった女性が自分に迫ってきたのは、支給される煙草を狙ったことだったと推測した。彼は女性を拒絶して仲間から敬意を受けたと述べている。См: Кинкsep, Федор Августович. <https://igemember.ru/memoirs/minometchiki/kinksep-fedor-avgustovich/>.

41) 農村出身の女性たちは、生きて帰るために母親からこの方法を勧められたと話していた、とドゥナエフスカヤは日記に記している。Дунаевская. Указ. соч. С. 58-59.

42) Дунаевская. Указ. соч. С. 16, 18-19, 225-226, 232, 234, 253-255, 260-261, 311, 333-334, 338, 339, 341, 352, 356. 彼女は戦争を生き延び、1945年8月に娘を出産した。夫とは数年で別れた。戦後は中断していた学業に戻り、レニングラード大学をドイツ学専攻で卒業後、同大学院に進み、ヒットライト研究で学位を取得して研究生生活を続け、2001年に90歳を迎えた。Там же. С. 407, 410-411.

43) なおドゥナエフスカヤは将校であり、妊娠が除隊に直結するとは彼女自身考えていない。

1944年8月、彼女は出会って間もない男性に結婚を申し込まれた。戦争の勝利は見えていても、終戦までまだ時間がかかることが予想されたが、彼女は求婚を受け入れ、あまつさえ妊娠を心待ちにした。戦場で働き続け、親しい人々を失い続けた負担が、彼女を追い詰め、その行動を変えさせたと言えよう。

戦時下での男女関係においては、利用、裏切りから純愛まであらゆる方向性での例を見つけることができるだろう。とはいえ、そうした関係で倫理的観点からふしだらとの誹りを受けるとしたら、それは女性であった。ゆえに、従軍していた女性たちは、自分の評判を守るために、戦後にしばしば従軍の事実を隠すこととなった。

男女は抽象的には平等であったかもしれないが、この原則を男性優位の軍において戦時中に貫徹する余裕はなかった。力関係が非対称的であるとき、弱い側は強力な権力の介入が得られないのであれば、力の強い側の好意を期待するしかない。実際、権力の介入は期待できず、かくして多くの若い女性たちが将校の現地妻となった。弱い側は道徳的にも貶められた。すなわち、性道徳に関して、女性を道具として必要としつつ、道具とされた女性を蔑み、需要を持つ側についてはほぼ不問に付すという明白な二重の基準が幅を利かせるという事態が発生した。その結果、多くの女性が戦場に立ったという理由で、道徳的にマイナスの評価を受けることとなった⁴⁴⁾。

(3) 戦時下の婚姻数と離婚数

戦争によってそれまで存在していた家族は引き裂かれ、容易に連絡を取れる状態ではなくなっただけでなく、再び会えるかどうかさえ分からなくなった。こうした状況下で、家族は法的にはともかく事実上解体することも珍しくなかった。

広大な地域がドイツ軍の占領下におかれたため、婚姻にしても離婚にしても、全土で統計をとれなくなっていた。ゆえに表1で示される婚姻数、離婚数ともに独ソ戦中に減少していることに、まずは占領が影響していると考えられ

44) 負のイメージが払拭されていくのは1960年代以降のことであり、その象徴として映画「ペラルーシ駅（邦題は『遠い日の白ロシア駅』）」（アンドレイ・スミルノフ監督、1970年）をブドニツキーは挙げる。主要登場人物の一人であるラーヤは、看護師として従軍する中で身ごもった娘の父親が誰であるか明かさずに独身のまま娘を育てたという設定であるが、肯定的に描かれている。Будницкий, *op. cit.*, p. 422.

表1 全連邦の婚姻数と離婚数 1938-1945年
(1941-1944年については占領地を除く) (千)

	婚姻			離婚		
	総数	都市	農村	総数	都市	農村
1938	1346	596	750	194	95	99
1939	1152	543	609	193	98	95
1940	1082	538	544	205	108	97
1941	609	306	303	93	40	53
1942	297	147	150	74	29	45
1943	347	175	172	83	38	45
1944	582	326	256	69	34	35
1945	1046	623	423	6.6	5.8	0.8

出典：Советская повседневность и массовое сознание 1939-1945.
М.: Росспэн, 2003. С. 287-289.

る。

占領されず、戦場にもならなかったウドムルト自治共和国では、表1にみられるような1940年と41年の間の落ち込みは、婚姻数に関しても離婚数に関してもない(表2)。ただし、婚姻数が最低になるのが1942年という点は同じである。これは男性の大量動員により男女比がいびつになったためと考えられる。とりわけ農村地域への影響が大きく、ロシア共和国では1943年、18~24歳の年齢層で、男性21.9%に対して女性78.1%という構成となり、25~49歳ではそれぞれ23.6%、76.5%となっていた⁴⁵⁾。激しい戦争がもたらした人口喪失ゆえに、女性が余る現象は戦後も続く。この問題と離婚件数が1944年から翌年にかけて激減する理由については次の3で述べる。

戦場になったり占領されたりした地域では、記録が取られないか、記録が失われる場合もあった。カルーガ州バリャチンスキー地区は1941年10月から

45) Кринко Е. Ф., Тагжидинова И. Г., Хлынина Т. П. Частная жизнь советского человека в условиях военного времени: пространство, границы и механизмы реализации (1941-1945). Ростов н / Д: Изд-во ЮНЦ РАН, 2013. С. 99.

表2 ウドムルト自治共和国の婚姻数と離婚数 1938-1945年

	婚姻			離婚		
	総数	都市	農村	総数	都市	農村
1938	6161	2932	3229	420	323	97
1939	5842	2790	3052	538	411	127
1940	5492	2781	2711	598	468	130
1941	6034	2904	3130	484	360	124
1942	2660	1673	987	470	389	81
1943	3211	1905	1306	544	416	128
1944	4251	2401	1850	356	239	117
1945	6607	3905	2702	-	-	-

出典：Уваров, С. Н. Брак и семья в Удмуртии в 1939-1959 гг. // Вестник РУДН. Серия: Истории России. 2020. Т. 19. No. 1. С. 143
の表から抜粋。

1943年8月まで占領され、その間にザクスは活動していたものの身分登録は少なかったとされる⁴⁶⁾。隣接するドゥミニチスキー地区も1941年10月から1943年7月まで占領され、戦闘により過去の記録は失われた。同地区のうち早く解放された地域から登録が再開されたという。特に死亡登録が多く、死因は「ドイツ人による射殺」「ドイツの空爆により死亡」「地雷で爆死」のように戦争起因という共通性を持っていた。

戦争により行政が長く停止すると、身分登録の仕方も分からなくなる。前述のドゥナエフスカヤは、1944年9月11日、結婚相手と共に婚姻を登録すべく、許可を得てマドナ市（ラトヴィア）まで30kmの道のりを歩いた。バルトでの戦闘は続いており、マドナ市は、彼らのいた場所からもっとも近くにある、行政機関が再確立された市であった。二人は市内で行政機関の入った建物を探すのに苦労した挙句にようやく目当ての役所にたどり着いたが、そこにい

46) Органы ЗАГС Калужской области в годы Великой Отечественной войны // Официальный портал органов власти Калужской области (<https://admoblkaluga.ru/sub/zags/Glav/Voina/VoinaO/>).

た誰も、婚姻登録をどのように行うのか知らなかったという。婚姻経験のあるドゥナエフスカヤは、婚姻証明書をどう書くか概ね覚えていたため、自らの記憶に従って自分たちの婚姻証明書を作成することとなった⁴⁷⁾。

こうしたエピソードから分かるように、戦場での身分登録は困難であり、記録を公的に残すことにエネルギーを割く余裕が常にあったとは言えない。ドゥナエフスカヤたちは、婚姻登録を行政機関で行う許可を上官に求め、最寄りの市まで歩くことができたが、常にそうしたことが可能だったわけではないだろう。たとえば、マリヤ・レヴィナ(当時はプラホトニコヴァ)は、1945年2月の赤軍記念日に、支給された祝いのウォッカで酔った輸送部隊の小隊長から結婚を申し込まれた際、夫婦とみなしてもらえよう上官に報告書を出しておくと言われた⁴⁸⁾。相手が酔っていたため冗談だと彼女は思っていたが、小隊長は本気であった。上官への報告はザクスでの婚姻登録と等価でないとしても、それなりに誠実なものであったろう。男女関係だけならば女性はただの愛人とみなされうる。また、戦場でなくとも、婚姻登録しない、あるいはできない場合はある。ソプラノ歌手のガリーナ・ヴィシネフスカヤは戦時中に結婚していたが、登録については気にかけていなかったため、のちにチェリストのムステイスラフ・ロストロポーヴィチと結婚登録する際に、かつての婚姻は法的効力を持たず、なんら障害とならなかった⁴⁹⁾。

(4) 出生数の減少と人口喪失

戦時下では出生数も激減した(表3)。出生数の低下は戦前から政権を悩ませており、先に触れた1936年決定で人工妊娠中絶の禁止が導入される所となっていた。しかし、この禁止による出生数の増加は短期間しか続かず、1938年から再び出生数は低下を始めた。さらに戦争に突入したことで出生数は大きな打撃を受けた。表3にない1941年の出生数は、占領地域を除いて、およそ

47) Дунаевская. Указ. соч. С. 338. ラトヴィアは1940年夏に軍事的圧力の下でソ連に加盟し、およそ1年後の独ソ戦開戦後にはドイツ軍によって占領されたため、ソ連式の手続が失われやすかったかもしれない。しかも、マドナ近辺は、1944年夏に赤軍によってドイツ軍が押し出されたばかりであった。

48) Левина (Плахотникова), Мария Павловна // <https://iremember.ru/memoirs/drugie-voyska/levina-plakhotnikova-mariya-pavlovna/>.

49) Ilic, Melanie, *Soviet Women...*, p. 58.

460万人と推計されており、懐胎期間を考えれば、本格的な影響は1942年からであることが分かる⁵⁰⁾。翌1943年が出生数の谷底となり、1944年には人口千人あたりの出生数が10.5と前年の9.9を超え、出生率は回復を見せた⁵¹⁾。

戦後、出生率は1940年代末から1950年代前半にかけて上昇したものの、日本など多くの国々で見られた戦後のベビーブームのような急激な上昇は起きなかった⁵²⁾。これについて、ロシアがまだ都市化の途上で出生率が下がる局面にあったことを主たる要因としつつ、社会主義イデオロギーと男性人口の激しい喪失に

後押しされて女性が社会進出し続けたことを加味して理解する見解がある⁵³⁾。しかし、戦争中から人口問題に取り組もうとした政策担当者に衝撃を与えたのは、何よりも男性人口の喪失、特にドイツ軍が去った後のウクライナにおいて若年男性が消滅している状態であったと考えられる⁵⁴⁾。

第二次世界大戦による人口喪失については様々な推計があるが、2,000～2,700万人の範囲にあり、割合としては開戦時人口の12～13.5%にあたる⁵⁵⁾。いずれも他の交戦国と比べて非常に高い数値である。最も被害を被ったのは、若い男性であった。軍人の回復不能な喪失者8,668,400人のうち74%が35歳以下であり⁵⁶⁾、連邦全体では戦後に男女比が20～39歳で2対3といびつにな

表3 全連邦の出生登録数
1936-1943年(千)

	総数	都市	農村
1936	5350	1372	3978
1937	6404	2045	4359
1938	6323	1941	4382
1939	6286	1982	4304
1940	5748	1871	3877
1942	2092	732	1360
1943	1360	503	857

出典：Советская повседневность и массовое сознание 1939-1945. М.: Росспэн, 2003. С. 280.

50) Население России в XX веке. Исторические очерки. Т. 2. 1940-1959. М.: Росспэн, 2001. С. 100.

51) Там же.

52) Жиромская В. Б. От военных потерь к консенсуальному браку: особенности демографического развития России в XX в. // Вестник РУДН. Серия «История России». 2007. № 3. С. 11.

53) Демографическая модернизация России, 1900-2000. М.: Новое издательство, 2006. С. 168-169.

54) Nakachi, Mie, *Replacing the Dead: The Politics of Reproduction in the Postwar Soviet Union* (Oxford University Press, 2021), pp. 24-27.

55) Население России в XX веке. Исторические очерки. Т. 2. 1940-1959. С. 132.

56) Великая Отечественная без грифа секретности... С. 51.

った⁵⁷⁾ことがそれを示す。このような事態を背景として制定されたのが1944年7月8日付で連邦最高会議幹部会令である。

3. 1944年7月8日付連邦最高会議幹部会令による変更

(1) 幹部会令の目新しいところ

冒頭で家族の強化をうたい、家族法に大きな変更を加えた最高会議幹部会令「妊婦、多子母、独身の母への国家扶助増加、母子の保護強化、名誉称号『母親英雄』設置、『母親荣誉勲章』および『母親メダル』制定について」は、制定の翌日である1944年7月9日付けの『プラウダ』に掲載された⁵⁸⁾。この日を境に、婚姻と離婚、そして親子関係の法的なありように大きな変化がもたらされた。

本稿の関心は主に婚姻と離婚にあるが、それらの問題に入る前に、幹部会令の狙いについて簡単に確認しておく。この幹部会令の中核的な目的は、幹部会令の隣に掲載された記事に端的に示されているように「多子奨励と母子の保護」である⁵⁹⁾。すなわち子供をたくさん産み、育ててもらいたいということである。甚大な人口喪失を被り、出生数が極端に落ちた国の政府としては、人口回復は当然の願望と言えよう。問題はそのためにもどのような政策をとって人々を誘導するかという点にある。

選択された手段のうちわかりやすいのは、金銭その他の給付および母体保護である。たとえば金銭については、第3子出産以降、出産時一時金に加え、子が2歳に達すると15歳まで月ごとに給付が母親に対して与えられることになった(1, 2条)。また独身の母(子の父親と婚姻関係にない母親)にも子供の人数に応じた給付が、子が12歳に達するまで月ごとに与えられる(3条)。さらに妊婦に対する給付が引き上げられ(8条)、低所得者に対する保育料の減額が定

57) 河本, 前掲書, 39頁。

58) Указ Президиума Верховного Совета СССР “Об увеличении государственной помощи беременным женщинам, многодетным и одиноким матерям, усилении охраны материнства и детства, об установлении почетного звания “Мать-героиня” и учреждении ордена “Материнская слава” и медали “Медаль материнства” // Правда. 9 июля 1944. С. 1-2. 制定過程とその影響については, Nakachi, *op. cit.*, pp. 21-55も参照。

59) Забота социалистического государства о матерях и детях // Правда. 9 июля 1944. С. 1.

められ（10条）、施設の拡充への措置（11条）も置かれた。このように、発生したニーズに対して給付を行い、そのことによって人の行動を誘導する政策は、体制の別を超えてよく採られるものである。このほか、マイナスの給付とも言うべき、独身者および子の少ない者に対する課税強化がある（16～17条）。給付以外では、当該幹部会令には、産前産後の休暇延長（6条）、妊婦の労働に関する規制（7条）といった母体の保護に関する定めがある。このような規定も世界的に珍しくない。

これらに対し、出産子育てた子供の人数によって、勲章や称号が与えられるという規定（12～15条）は、たくさん産み、たくさん育てたことに対して、国家が名誉を与えるものである。出産・育児が国家により顕彰されるべき活動であると明示されているため、叙勲制度の創設は価値による誘導と特徴づけられる。国家が価値観に介入しているという点から考えると、1930年代半ば以来の、特定の自由のみを容認する、自由の縮減の延長線上にある政策と言える。「子の養育が最重要の国家課題である国は、ソヴェト国家を置いて他にどこにもない⁶⁰⁾」という言明はある意味で正しく、個人の自由と価値の多様性を重んじる政治体制であればあるほど、このような名誉の付与は行いにくいだろう⁶¹⁾。個々人の自由を圧縮する形での生活への介入を社会主義に基づいて正当化できるからこそ、こうした勲章・称号を導入できる⁶²⁾。

60) Там же.

61) ただし、自由主義社会における先行する類似の制度として、やはり多子母を叙勲するフランス家族勲章を挙げることができる。この勲章は、第一次世界大戦による人口喪失ゆえに人口問題が先鋭化していた1920年に制定され、今も存在する。制定当時の出生を奨励する言説において、子を産みながらいない女性が取り上げられ、第一次世界大戦でフランスのために戦って死んだ男性と対比されて、社会に対する義務を果たさないエゴイストと誇られた（See: Roberts, Mary Louise, *Civilization without Sexes: Reconstructing Gender in Postwar France, 1917-1927* (Kindle ed.: Chicago University Press, 1994), No. 1702-1856）。このように、自由を奉じる社会でも、個人の自由と親和的とは言いつらい制度が、社会全体の利益のために導入される。なお、ナチス下のドイツでも多子母を叙勲する制度が1938年に導入されたが、こちらは敗戦とともに消滅した。

62) とはいえ、出産を国家が完全に統制することなどできるはずもなく、次のような皮肉で本質を突いたアネクドートが生まれる。「ソ連では計画経済が実施されています。出生率が計画されないのはなぜですか?」「なぜなら生産手段が私人の手にあるからです」。

(2) 婚姻関係と親子関係の結合

上に見たような政策のほかに、1944年7月8日付幹部会令は家族法に重要な変更を加えている。婚姻、離婚、父子関係に関して従来とは異なる規定が盛り込まれた。これらの定めがどのように出産奨励・人口回復に資すると考えられたのかは説明を要する。

まず改正点につき確認する。第一に、婚姻は登録されたもののみが法的効力を有し、配偶者間に権利義務を発生させることとなった(19条)。すなわち、これまで1926年ロシア家族法で認められていた事実婚の法的効力がなくなった。ほか、婚姻の事実を相手の氏名などと共にパスポート(国内身分証)に記載することとなった(22条)。

第二に、母親が、子の父親を法的に確定し、扶養料を得るために裁判所に訴える権利が廃止された(20条)。両親が婚姻関係にない場合、子の出生登録に際しては母の氏と母が指示した父称が記載されるのみで(21条)、子の父親は法的には存在しなくなる。生物学上の父親は、子に対して扶養義務を負わない。また、自発的認知もできない。このことが独身の母に対する給付の必要性を基礎づける。

第三に、離婚は裁判所を通して行われると定められた(23条)。離婚を請求する当事者は離婚裁判を申し立てるにあたり離婚理由等を裁判所に伝達して手続料100ルーブルを支払う。裁判所は両当事者を呼び出して離婚理由について事前に明らかにする。さらに、離婚手続に入る旨の公告を、離婚を請求する側の負担で地方紙に掲載しなければならない(以上24条)。裁判は二段階に分かれ、最下級審である人民裁判所でまずは和解を試み、それが叶わなかった場合、当事者は上級審に訴えることができる(25条)。上級審は、離婚が必要だと判断した場合、子のうちのだれをどちらの配偶者が引き取るか、財産をどう分割するか、婚姻により氏を変えた配偶者が元の氏に戻すか、を決めなければならない(26条)。離婚は身分登録簿に、また当事者のパスポートにも記載され、ザクスでの登録にあたっては500~2,000ルーブルが当事者の一方または双方に請求される(27条)。

これらの変更から二つのことが浮かび上がる。第一に、婚姻がその締結も解除も、国家の関与を深く受けることとなった。なかんずく、離婚手続に国家は裁判所を通じて深く介入する。これまでザクスで離婚が成立していたことを考えれば、国家は、わざわざ裁判という手間のかかる手続を定めて出来る限り離

婚を阻止しようとしたと言える。第二に、これ以前のソヴェト法はすべての子は平等であるべきだという理念から、婚姻関係と親子関係を法的に切り離して婚外子というカテゴリーを消滅させていたが、1944年7月のこの幹部会令は父子関係の成立を父母の婚姻に依存させることによって、婚姻関係と親子関係を結び合わせた。その結果、子に婚姻内と外という区別が再度生じた。

離婚のしにくさと婚姻内外での区別は、出産・育児に何の意味を持つのだろうか。離婚については次の(3)で述べることとし、ここでは後者の婚外関係について考えてみよう。若年男性人口が激減した中で出産を奨励しようとするれば、一人の男性が複数の女性と関係を持って子供をもうけたほうが効率は良い。男性が結婚相手を次々と変えていくか、婚外関係を持つか、どちらかということになるだろう。前者の場合でも後者の場合でも、父親が法的に確定できれば父親は子の扶養に責任を持たされる。扶養料負担が重ければ、それを避けるために子供は増えないことが予想される。であれば、婚外子の父親から扶養義務を免除し、独身の母に扶助を与えるのには一定の合理性があるとは言う(63)。ただし、子の人数に応じて給付される月額100～200ルーブルの扶助は法的な父親からの扶養料に比べて少額になることが予想され、またこの扶養料は、子が18歳になるまで支払われるのに対して、独身の母への扶助は、子が12歳になるまでしか支給されない上に、婚外子には父親の財産を相続する権利がないことを考えれば、婚外子を生むことは、扶助があっても金銭的には引き合わない。この幹部会令の発案者であり、スターリン後に権力を握ることになるニキータ・フルシチョフは、婚外子の母への給付を扶養料並みの額に近づけるべく、月額150～300ルーブルの扶助を提案していたが、それは実現しなかった(64)。それどころか、戦後の1948年1月から扶助は半分に減額されて月額50～100ルーブルとなった(65)。

しかも、独身の母がみな扶助を受け取るわけではなかった。たとえば、ロシア保健人民委員部の中央小児科研究所が作成した1946年3月11日付けの報告書によると、モスクワ市内の独身の母のうち、扶助を受けているのは3割から

63) Nakachi, *op. cit.*, pp. 34, 37.

64) *Ibid.*, p. 37.

65) Указ Президиума Верховного Совета СССР от 25 ноября 1947 г. "О размере государственного пособия многодетным и одиноким матерям" // Ведомости Верховного Совета СССР. 1947. No. 41. С. 2. 同時に多子母に対する給付も半額となった。

5割未満に過ぎなかった⁶⁶⁾。受け取らない理由として、以前の婚姻を解消していない、事実婚状態にある、独身の母であることを隠している、といった事情が挙げられている。以前の婚姻を解消できないまま一人で育てている場合、独身の母であることを隠している場合、困窮する可能性は高まる。

さらに、婚外子をもつこと、婚外子であることが倫理的な面で不利益をもたらしうるのは、戦場における女性への偏見を見れば想像に難くない⁶⁷⁾。戦後直後の時期に結婚したリュドミラ・アレクセエヴァとガリーナ・コステリナは、結婚前に男女が関係を持つことはほとんどなく、受け入れられないことであったと述べている⁶⁸⁾。持った場合に白眼視されるのはやはり女性である。1944年7月の幹部会令後には、評判のみならず妊娠・出産・育児のリスクも、女性の側だけが負う。確実な避妊手段がなかったため、妊娠は避けづらいものであった。妊娠の結果、子が生まれても、男性は婚外子の扶養義務も、その母親に対する義務も負わないため、母子を無視することができた。このような男性の行動は、政権が非難してきた、婚姻と家族に対する軽率な態度に該当すると評価されうるものである。こうした状況下で、政府も党も倫理的に婚外子を産みやすくするような言説をついに生み出さなかった。

このように、金銭的にも、道徳的にも、婚外子をもうけることは手放しで喜べる話とは言いがたい。1944年の幹部会令は、婚外子の出生を奨励するというよりも、生まれた婚外子に多少の援助を与えるものとなったと言えよう。現実には、全出生に占める婚外子の割合は、都市部で終戦の年に約26%で、農村部で1950年代初頭に18%ほどでピークを迎えて以降、徐々に減少していった⁶⁹⁾。

66) ГАРФ. Ф. 9492. Оп. 1. Д. 1664. Л. 21-23 об.

67) 婚外子の困難を訴える戦後の手紙につき、河本、前掲書、43-50頁。ただし、教育レベルの高い層において、あるいは大都市において、道徳的圧力が低い程度にとどまった可能性について、Bucher, Greta, *Women, the Bureaucracy and Daily Life in Postwar Moscow, 1945-1953* (Boulder: East European Monographs, 2006), p. 184; Carlbäck, "Lone Mothers and Fatherless Children: Public Discourse on Marriage and Family Law," in Melanie Ilic and Jeremy Smith eds., *Soviet State and Society under Nikita Khrushchev* (London and New York: Routledge, 2009), p. 96.

68) Ilic, Melanie, *Life Stories of Soviet Women: The Interwar Generation* (Routledge, 2013), pp. 18-19, 43. アレクセエヴァは1927年生まれでモスクワ在住、最初の結婚は1945年と思われる。コステリナは1928年生まれでヤロスラヴリ在住、結婚は1949年。

69) 河本、前掲書、42頁。婚外子の存在感にはばらつきがあり、1940年代末、モスクワのとあ

(3) 離婚裁判

出産奨励のために、なぜ離婚を困難化しなければならないのか、1944年7月8日付け幹部会令の原案は何も述べていないという⁷⁰⁾。考えられる可能性としては、安易な離婚を防ぎ、両親の揃った家族がとりあえずは安定的に存在し続けることによって、育児環境を金銭的な面も含めて維持することが重要だったとも考えられる。また、1930年代以来の強化された道徳観では、婚姻および家族に対する軽率な態度が戒められており、婚姻を維持すること自体に社会的な価値がある。

この家族の強化路線の上にある1944年7月8日付け幹部会令について解説する法律家たちがしばしば述べるのは、婚姻の解消が「私事ではな」く、国家と社会が関心を持つ公の問題だということである⁷¹⁾。公の問題だからこそ、裁判という公開が基本の場で、丹念に離婚理由を確認し、軽率な離婚がないようにしなければならないということになる。

とはいえ、婚姻は絶対に維持しなければならないとか、離婚事由を限定するとかいった発想は採られない。そこまで徹底すると、十月革命後に導入された離婚の自由を完全に覆すことになるという自覚はあり、それは避けたいのだろう。法学者のオルロフスキーは、「わが国の法は、ブルジョワ法と異なり、離婚事由を列挙していない」とし、離婚のしにくさでいえば、ブルジョワ諸国が上のはずだと言いたげである⁷²⁾。他方で、離婚事由が列挙されていないことは、だからこそ、裁判所が綿密に離婚理由を明らかにし、それが根拠づけられたものであるかどうかを確認する必要があるという議論にも結び付く。裁判所を通じた婚姻の解消への国家の関与が、離婚の制約とつながっている。

このように離婚を減らすための裁判離婚導入ではあるが、あまりにも手続が

る工場付属の幼稚園では園児の過半数が婚外子であったとの回想がある。See: Trachtman-Palchan, Leah, *Between Tel Aviv and Moscow: A Life of Dissent and Exile in Mandate Palestine and the Soviet Union* (Radcliffe Press, 2015), p. 197 (Kindle ed., No. 3775).

70) Nakachi, *op. cit.*, p. 31.

71) Указ 8 июля 1944 г. и задачи органов юстиции // Социалистическая законность. 1944. No. 9-10. С. 3-4; Тадевосян В. и Загорье С. Практика применения указа Президиума Верховного Совета СССР от 8 июля 1944 г. по делам о расторжении брака // Социалистическая законность. 1945. No. 8. С. 1; Зайдер Н. Процессуальный порядок рассмотрения дел о расторжении брака // Там же. С. 30.

72) Научная сессия в Московском юридическом Институте // Социалистическая законность. 1946. No. 9. С. 22.

煩雑で時間がかかると、別の問題も発生しうる。すなわち、次の婚姻が事実婚になる可能性が高まり、となると生まれた子は婚外子となり、父親は扶養義務を負わなくなる。法律上の状態と事実が乖離し続ける状況は、法律家たちにとって好ましいものではなく、認められるべきなら婚姻は解消されるべきである⁷³⁾。問題はどのような条件で、ということに絞られる。これは裁判所に新たに突き付けられた課題であった。この問題に進む前に、離婚およびその手続をめぐる状況を確認しておく。

上に示した表1と2に示したように、離婚件数は激減した。ただし、離婚の申し立て数が少なかったことは指摘に値する。裁判離婚が導入された1944年7月から年末までの間に、人民裁判所への離婚申し立て件数は、全連邦で3,536件にとどまる⁷⁴⁾。翌1945年の申し立て件数が23,953件であり、以降は傾向として増加していくことを考えあわせると、1944年に固有の理由があると考えられる。おそらくもっとも重要なのは、「裁判所による離婚事案審理について」の連邦司法人民委員部訓令⁷⁵⁾が11月27日に人民委員会で決定されるまで、多くの裁判所が手続を執っていなかったことであろう⁷⁶⁾。また、手続開始のために必要な公告に時間がかかっていたことも指摘される。たとえばモスクワ市の人民裁判所には11月9日までに476件の申し立てがあったが、そのうち一審での和解の試みに入ったのは46件であった⁷⁷⁾。また、12月12日までには648件の申し立てがあり、一審開始は64件のみであった⁷⁸⁾。『夕刊モスクワ』などへの掲載までに3~4カ月を要していたという。

遅延だけでなく、離婚手続という新たな課題に直面した裁判所では、様々な手続上のミスが生じていた。とりわけ最初の数カ月には、身元も離婚の動機も確認しないままに手続に入ったり、公告や予備審理を省略したり、離婚申し立て人の出席なしで進めたりといった具合であった⁷⁹⁾。中には手続違反とされ

73) Тадевосян В. Изменения советского законодательства о браке и семье // Социалистическая законность. 1944. No. 11. С. 41.

74) ГАРФ. Ф. 7523. Оп. 101. Д. 2533. Л. 8.

75) ГАРФ. Ф. 5446. Оп. 1. Д. 238. Л. 331-337.

76) Nakachi, *op. cit.*, pp. 111-112.

77) ГАРФ. Ф. 9492. Оп. 1. Д. 1635. Л. 19.

78) ГАРФ. Ф. 9492. Оп. 1. Д. 1635. Л. 77-78 об.

79) Тадевосян и Загорье. Указ. соч. С. 3. こういった手続違反については、ほかにハバロフスク辺区、ウズベク共和国、タジク共和国についてまとめられている。Шубров. Судебная практика

ていたことが、のちに正規の手續として認められる場合もあった。すなわち、一方配偶者が前線で行方不明である、3年以上の自由剥奪刑に処されている、慢性的に精神疾患を抱えている場合に出廷できないことを見越して、レニングラードでは人民裁判所での和解の段階を省いていた⁸⁰⁾。これは訓令違反だったのだが、1946年8月に訓令が改正されて、このような省略が認められ、離婚申し立てを上級審に直接できるようになった（16-a条）⁸¹⁾。

離婚を申し立てる側の多くは男性であった。たとえばモスクワ州では、当該幹部会令発出から11月1日までに人民裁判所で和解を試みた件数は70件であり、そのうち49件が男性の申し立て、21件が女性の申し立てによるものであった⁸²⁾。モスクワ市では1944年11月10日までに470件の申し立てがあり、うち386件が男性によるものであった⁸³⁾。若年男性人口の大量喪失により、生き残った男性の結婚市場における価値は高まっており、離婚して次の配偶者を見つけることがより容易であるという事情が背後に見える⁸⁴⁾。

離婚を申し立てる理由は、上述のモスクワ州の場合、同居が不可能（30件）、別の人物と同居（17件）、金銭上の諍い（5件）、不貞（2件）などとなっている⁸⁵⁾。モスクワ市については、内訳は不明だが、事実上破綻している、別の人物と同居している、性格の不一致がある、配偶者が長期の自由剥奪刑に処された、配偶者に不治の病がある、が挙げられている。ハバロフスク辺区の場合、1944年7月の幹部会令発出から8カ月間に上級審で審理された27件のうち、嫉妬・不貞が10件、性格の不一致による不和が5件、事実上離婚しており別に家族がいるが2件、文化水準の違い1件、その他9件となっている⁸⁶⁾。

по делам о расторжении браков в Хабаровском крае // Социалистическая законность. 1945. No. 10. С. 43-45; Михеева А. Дела о разводе в Таджикской ССР // Социалистическая законность. 1946. No. 9. С. 16-17; Таимухамедов А. Дела о расторжении брака в судах Узбекистана // Социалистическая законность. 1946. No. 11-12. С. 53-54.

80) Тадевосян и Загорье. Указ. соч. С. 5.

81) О дополнении инструкции Наркомюста СССР «О порядке рассмотрения судами дел о расторжении брака», утвержденной постановлением Совнаркома СССР от 27 ноября 1944 г. // Постановление Совета Министров СССР за август 1946 г. С. 740.

82) ГАРФ. Ф. 9492. Оп. 1. Д. 1635. Л. 18-18 об.

83) ГАРФ. Ф. 9492. Оп. 1. Д. 1635. Л. 77-78 об.

84) Nakachi, *op. cit.*, p. 95 も参照。

85) ГАРФ. Ф. 9492. Оп. 1. Д. 1635. Л. 18-18 об.

86) Шубров. Указ. соч. С. 44.

ウズベク共和国では1944～1946年において性格の不一致が79%を占めたという⁸⁷⁾。タジク共和国の場合も127件中78件を性格の不一致が占め、事実婚の存在は15件である⁸⁸⁾。中地が挙げる、司法人民委員部による1944年分の離婚事案調査において、ロシアとウクライナにおける主たる離婚の動機(事実婚状態にある、不貞、性格の不一致)と傾向を同じくすると言ってよいだろう⁸⁹⁾。同時に、非戦闘地域で性格の不一致が多数を占めるという特徴は見出しうるかもしれない。

では、離婚申し立てはどの程度認容されたのだろうか(表4)。1944年後半で見ると、人民裁判所への申し立て数が3,536件であり、うち実際に和解を試みる段階に入り、かつ和解で終わった件数が266件である。残る事案がすべて上級審に持ち込まれたかと言えばそうではなく、上級審に申し立てられた件数は1,426件、実際に審理された事案のうち離婚が認められたのは1,032件である。審理された件数に対する離婚認容率は89%となっており、上級審で審理されるところまでたどり着けば、高確率で離婚は認められている。しかし、たどり着けない事案は全体の7割を超えており、何らかの理由で事案が手続の途上で止まっていることを示す。遅延の解消には時間がかかった。1947年以降は人民裁判所への申し立て件数よりも上級審への申し立て件数の方が多く、1948年以降は人民裁判所への申し立て件数よりも離婚認容件数の方が多いことは、遅れが年をまたいでいること、徐々に解消されていることを示している。途中で離婚を諦めた者もいたかもしれないが、和解の割合も下がる傾向にあり、辛抱強く進めることができれば、離婚にこぎつけることができたと考えられる。

上級審で審理するところまでくれば、かなりの確率で離婚が認められていたことは、裁判所が無理に婚姻を維持させるつもりはなかったことを意味している。連邦最高裁はこうした姿勢を、戦時中の事案について、下級審の離婚を認めない決定を取り消すという形で示している。たとえば、連邦最高裁は、1945年4月から5月にかけて、エストニアの事案を二つ、アゼルバイジャンの事案を一つ取り消している⁹⁰⁾。いずれにおいても、夫婦は1941年つまり独ソ戦開

87) *Ташмухамедов*. Указ. соч. С. 53.

88) *Михеева*. Указ. соч. С. 17.

89) *Nakachi, op.cit.*, p. 95.

90) Судебная практика Верховного суда СССР 1945. Выпуск IV / XX, 1946. С. 28-29.

表4 ソ連邦における離婚裁判 1944～1950年

	人民裁判所への申し立て件数	和解で終了した件数	人民裁判所での審理件数に対する和解事案の割合(%)	上級審への申し立て件数	離婚認容件数	上級審での審理件数に対する離婚認容件数の割合(%)
1944 後半	3536	266	8.6	1426	1032	89.0
1945	23953	1157	7.5	15157	12223	91.4
1946	48467	1836	4.4	37947	30571	91.0
1947	48518	1957	4.6	51377	44240	94.0
1948	61276	1802	3.4	72456	63536	94.6
1949	59573	1515	2.7	88870	71929	89.3
1950	58682	1341	2.5	94618	77494	89.9

累計 304005 9874 361851 301025

出典：ГАРФ. Ф. 7523. Оп. 101. Д. 2533. Л. 8.

申し立て件数>審理件数であることに注意。

戦の年に動員あるいは避難によって離れ離れとなり、以来同居しておらず、別の人物と事実婚状態にある者もいた。長期にわたる別居、そのうえ一方配偶者が配偶者以外の人物と同居している場合、連邦最高裁判所にとって、婚姻継続の不可能性を明確に意味するものであった⁹¹⁾。このとき、誰が有責かという観点は連邦最高裁判決の中にはない。

また、別居期間が比較的短くても、離婚を認める場合がある。1945年10月17日に連邦最高裁判所が下級審の決定を取り消した事案では、別居開始は1944年11月であった⁹²⁾。ヴォロネジ州裁判所が、離婚を求める夫の訴えを棄却したのが1945年2月19日であり、この時点で別居期間は4カ月に満たなかったことになる。とはいえ、別居の際に、娘は母親と、二人の息子は父親の両親と同居すると決めるという関係を清算する行動をとり、さらに父親であり原告でもある夫はすでに別の女性と同居を開始し、妻の元へ戻る気はないと述べた。連

91) Судебная практика Верховного суда СССР 1945. Выпуск VII / XXIII. 1946. С. 26-27.

92) Судебная практика Верховного суда СССР 1945. Выпуск VIII (XXIV). 1947. С. 29.

邦最高裁は、別居期間が短くとも、本件につき夫婦関係を再構築できると考える根拠はないと判断し、事案をヴォロネジ州裁に差し戻した。

こうした姿勢に若干の変化が生じたのは、1949年のことである。連邦最高裁は、9月14日、離婚訴訟に関する指導的指示を出し、下級審に対して指針を示した⁹³⁾。これによると、離婚が認められるのは「事案の具体的事情にかんがみて、離婚訴訟の提起が深慮に基づいた根拠ある動機によりなされ、婚姻をこれ以上継続することが共産主義道徳に反しており、共同生活および子の養育のための通常条件を作り出すことが不可能であると裁判所が確信に至った場合」のみである。こうした厳しい条件がついたため、離婚の認容率がいったん下がったものと思われる。しかし、この指針にもかかわらず離婚数は伸び、離婚認容率はじりじりと上がり続け、1957年の離婚数(149,564件)は1949年の倍以上になり、認容率はほぼ同じ水準(94.8%)に戻った⁹⁴⁾。

このように、連邦最高裁は、夫婦関係が破綻していることを、別居や別の人物との同居で比較的あっさり認め、裁判所が離婚を認容することを後押しする姿勢を基本的には取ってきた。この態度は、破綻した法律婚が長く存在し続けることを防止するのに寄与したであろうし、それによって次の婚姻を法的に登録できる状態を作った。これらは婚外子の増加にマイナスの影響を与えたと考えられる。

4. むすびにかえて

ソヴェト政権が社会主義を達成したと主張した1930年代以降、婚姻と離婚に関する法制度から当事者の自己決定の余地が奪われていった。これを下支えたのは独特の道徳観であり、家族という中間団体が重視され、家族構成員間の愛情だけでなく、相互の義務と責任が強調されると同時に、親には善きソヴェト市民を育てて国家と社会に貢献することとされた。道徳観の強調は、社会主義的な男女平等観と矛盾しないように調整されており、保守的な態度と社会主義が両立するよう言説が組まれた。はみ出した部分は、資本主義の残滓と片付けられうる。

93) Судебная практика Верховного суда СССР. 1949. No. 11. С. 1-4.

94) ГАРФ. Ф. 7523. Оп. 101. Д. 2533. Л. 8.

社会主義に基づき、革命の成果として喧伝されてきた男女平等理念は、多くの女性たちを戦場に向かわせた。とはいえ、戦場における男女の在り方は非対称的でしかなかった。戦争という非常事態において、圧倒的多数の男性に対して若い女性が少数いる、しかも地位が上の者はほとんど男性という状態では、男女の関係が対等になるはずもない。さらに、もともと社会にあったと考えられる女性に不利な道徳観念が力をもったと言えよう。こうした状況の端的な犠牲者として、PPZhとされた女性たちを挙げるができる。戦場では、自由の縮減は道徳ではなく、しばしば力関係によってなされる。したがって、より大きな自由を得た者が、そうでない者を虐げることが可能であった。倫理も平等も、権力を持った政権が適切に介入してこそ成り立つと言える。

戦争は多数の犠牲者を出し、ソ連の人口動態に長く暗い影を落とすことになった。人口喪失の危機に対応すべく制定されたのが1944年7月8日付け連邦最高会議幹部会令である。この幹部会令において、1930年代半ばから続く自由の剥奪がピークを迎えた。特に重要なのが、婚外子というカテゴリーの復活と裁判離婚の導入である。

幹部会令の原案は、男女比がいびつになった状況に対応すべく、婚外子の出産を奨励しようとしたが、これは道徳的な家族の強化路線にはなじみにくい政策である。結局のところ、家族の強化の枠内で婚外子の出産が奨励されることはなく、婚外子の母への扶助は、出産・育児で生じたニーズを一部充足する程度のものにしかならなかった。他方、婚外子の父親は、子の扶養について法的な義務を免除され、その意味では一種の自由を手に入れたと言えるだろう。ただし、婚外子の父親が法的な父親になるためには、子の母と結婚するか、子を養子にするほかに、自らの意思による認知は制度上封じられており、その自由はやはり制約下に置かれたと言える。

離婚についていえば、裁判所は裁判で離婚の是非を決めるという新しい課題を与えられ、手続の瑕疵と遅滞に右往左往しながら対応した。家族の強化という政策目標の下で、裁判所は、国家を代表して婚姻の維持か解消かを判断し、その結果、破綻による婚姻の解消を広く認める方向へ進んだ。このような方向性をもたらしたのは、第一に、離婚の過度な困難化は、社会主義で正当化された離婚の自由を台無しにするという思考であったろう。ただし、家族の強化という目標に裁判所が表立って抵抗したわけではない。むしろ、強化されるべき家族を選択した。すなわち、第二に、強化すべき家族は破綻した婚姻を基礎に

は成り立たないという割り切った判断を裁判所は採用した。この判断は、法的な状態と事実とが乖離しすぎてはならないというプラクティカルな発想に支えられているように見える。実際、婚姻を解消しようとする人々は増え続け、政権の掲げる道徳観は、こと離婚に関していえば、離婚の自由を現実に行使する人々に敗北することになる。

* 本稿は、JSPS 科研費 JP19K01491 の成果の一部である。